

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和3年度全期技能検定試験を次のとおり行う。

令和3年3月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 技能検定試験の実施職種

- (1) 隨時2級（隨時実施により行われる2級をいう。以下同じ。） 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、パン製造、建築大工、とび、左官、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事に係るものに限る。）及び塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）
- (2) 隨時3級（隨時実施により行われる3級をいう。以下同じ。） さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。） 鋳造、機械加工、鉄工、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、工場板金、仕上げ（金型仕上げ及び機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、プラスチック成形（圧縮成形及び射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、塗装及び工業包装
- (3) 基礎級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

注 隨時2級の試験については、当該職種に係る隨時3級に合格した者に限り受けることができるものとする。また、隨時3級の試験については、当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
実技試験	別に通知する日時	
学科試験		別に通知する。

3 受検手続 受検申請書を岩手県職業能力開発協会（紫波郡矢巾町大字南矢幅第10地割3番地1 岩手県立産業技術短期大学校内）に提出してください。

4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室又は岩手県職業能力開発協会に問い合わせてください。
。